

知的財産権等研究成果の取扱い

(独立行政法人産業技術総合研究所の取組)

1. 産学官連携の実績

- 平成13年4月の独立行政法人化を機に、知財の創出(研究者に対する知財意識の高揚とインセンティブの付与)と活用(法人の意志に基づく運用による成果の活用拡大)のための体制・制度を一部見直し(参考1~3)。
- 共同研究等契約数、特許出願数、実施契約数ともに増加傾向。

	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度 (~9月末)
共同研究契約	972件	1131件	1577件	973件
受託研究契約 (企業からの委託)	5件 (18百万円)	78件 (369百万円)	131件 (1123百万円)	67件 (511百万円)
日本特許出願	1022件	1070件	1406件	639件
海外特許出願 (オリジナル)	151件	162件	182件	96件
実施契約	149件	186件	296件	307件
実施料	48百万円	144百万円	307百万円	172百万円

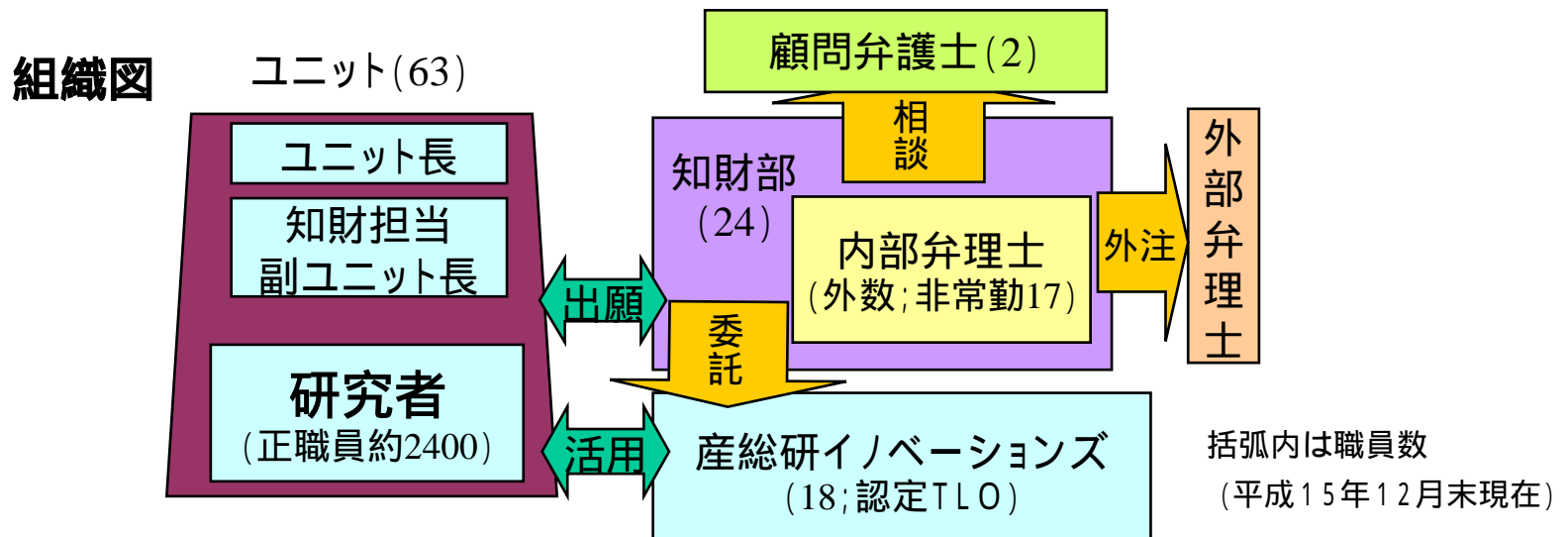
Former AIST

New AIST

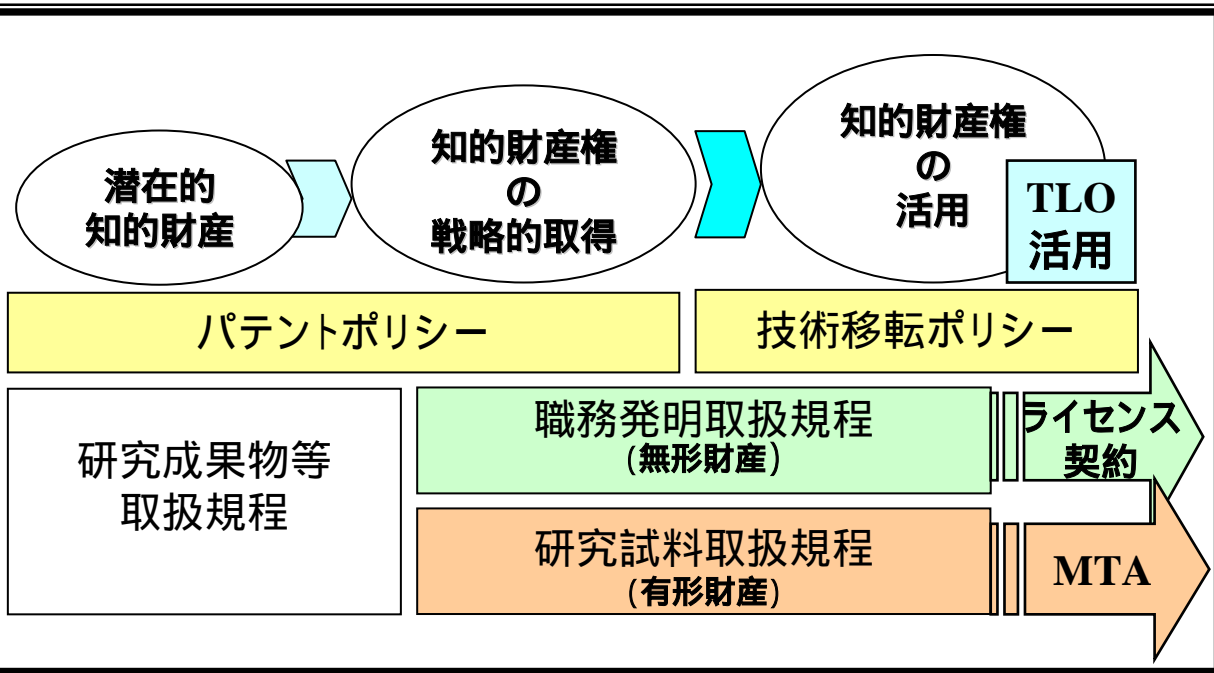
工業技術院時代に取得した権利(特許を受ける権利を含む)は、産業技術総合研究所法により産総研に承継。

(参考1) 産総研における知的財産の創出・取得・活用の体制・制度

体制・制度	工業技術院時代	産総研
体制整備	・特許管理課	・産学官連携部門, 知的財産部, 知財担当副ユニット長などの設置
知財意識の高揚・共有	-	・パテントポリシー・技術移転ポリシーの制定
知的財産の運用	・国有財産に基づく運用	・法人の意志に基づく運用
研究者へのインセンティブ	・論文中心に評価 ・実施料の5~30%, 上限 600万円/年 (50万円まで30%, 以後金額に応じ20,10,5%に逡減)	・知財と論文を同等に評価 (業績集計表では知財を先に記載) ・実施料の25%, 総額上限無し (100万円までは50%)
	-	・プログラムなど著作権の実施補償
技術移転の促進	-	・TLO(産総研イノベーションズ)の活用
共同研究成果の活用拡大	・共同研究企業などのみによる実施	・共同研究企業の選択により第三者への実施機会の提供
受託研究の拡大	・受託研究が実質困難	・受託研究への柔軟かつ積極的対応



(参考2) 産総研における知的財産ポリシーと規程



研究成果物等取扱規程

- 帰属：発生した段階で研究所に帰属。外部機関で得られた成果物等は、外部機関の規則を尊重。
- 秘密の保持義務：成果を所外に発信する際には、ユニット長の了解。秘密情報を外部組織に開示する際は、秘密保持契約を締結。
- 研究成果物（有体物）の提供等：研究試料提供契約(MTA)に基づいた提供および受取。

職務発明取扱規程

- 対象：特許等の産業財産権、プログラム、データベース、ノウハウ等の無体財産権。
- 帰属：職務発明に係る知的財産権は、研究所に帰属。
退職・兼業等でベンチャー自ら実施の場合、持分50%まで譲渡を可能
- 補償金：登録時に規定額。実施、譲渡時に、価値に応じた補償金。（実施料の25%総額上限なしの個人還元。産総研を辞めた後でも還元を継続。）

産総研の特許・技術移転ポリシー

研究成果の最大限の知的財産権化と技術移転の推進

1. 論文と知的財産権とを同じ位置づけで扱う
2. 研究開発の初期の段階から、研究開発テーマに関連する国内外の特許の調査/把握を行う
3. 学会発表/論文発表前に特許出願を行う
4. 確保した知的財産権の技術移転は、職員の責務
5. そのための体制整備、研修

その他、権利譲渡、ライセンス等に関する考え方を示した「知的財産権の実施許諾及び譲渡に関する規程」、産学官連携の推進に当たり不可避的に生じ得る利益相反や責務相反の問題に対する産総研の姿勢とルールを明示した「利益相反マネジメントポリシー」等をHPで公表

研究試料取扱規程

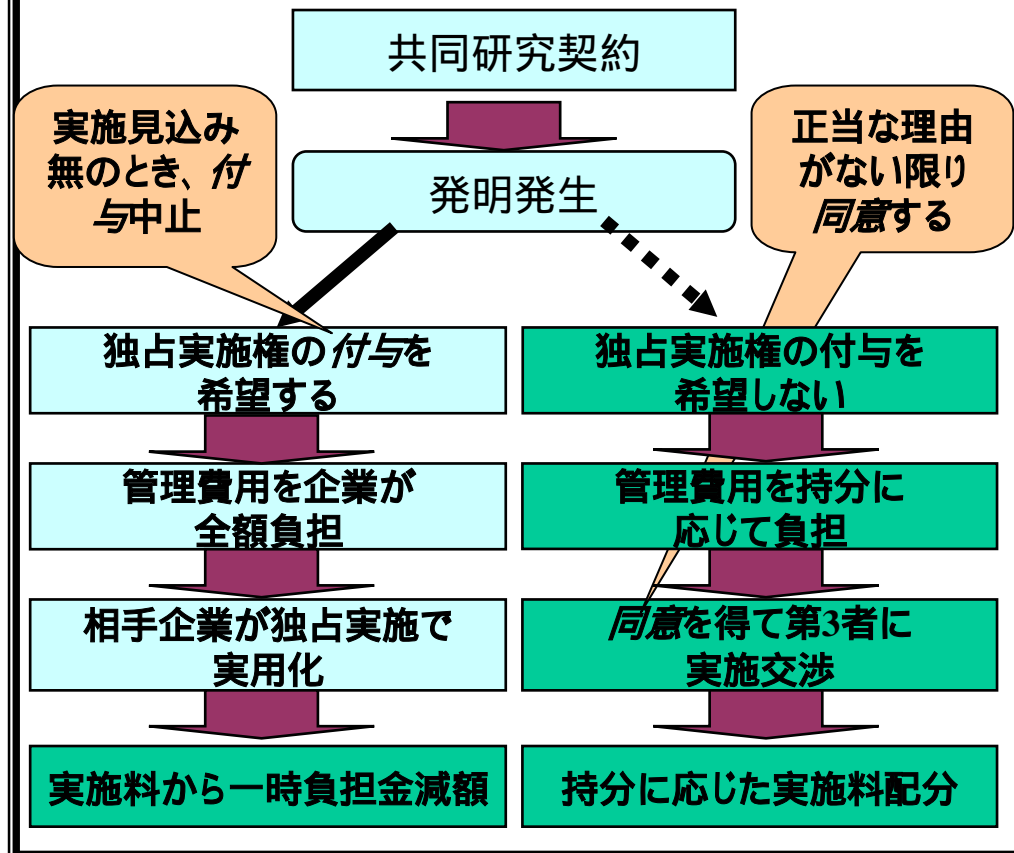
- 対象：試薬、試料、実験動物（マウス等）、菌株、試作品、細胞組織等。
- 帰属：研究所に帰属。
- 管理：作製者が管理。
- 契約による提供：MTAによる提供を規定。
- 提供奨励金（有償提供の場合、25%を還元）

MTA (Material Transfer Agreement) の条項例

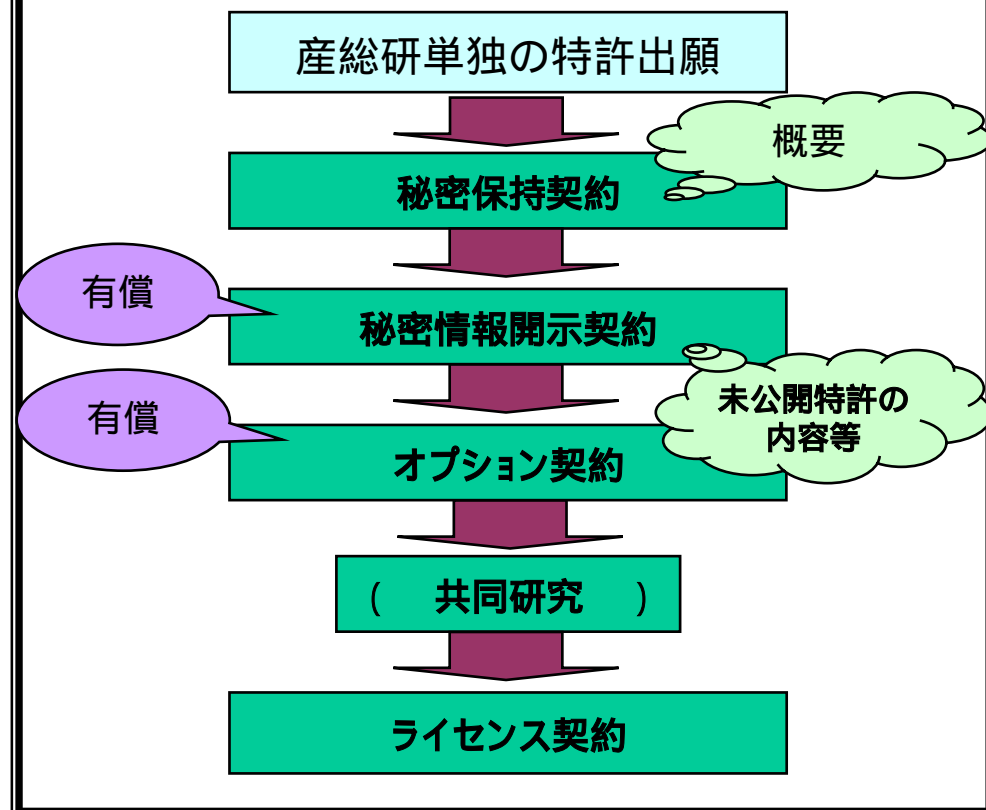
目的外使用禁止 第三者への提供禁止
秘密保持 公表条件
知的財産権の帰属 対価
免責事項

(参考3) 産総研におけるライセンス契約例

共同発明の実施化向上のための契約例



産総研シーズの技術移転契約例



秘密保持契約

- 秘密保持対象の特定 (マークやスタンプ)
- 第三者に開示しない (特許法上の公知にしない)
- 開示された情報に基づいて発生した知的財産権の扱い
- 目的の確認および目的外使用の禁止
- 目的外コピーの禁止
- 損害賠償責任
- 有効期間 (契約終了から数年)

秘密情報開示契約

- 被開示者は、特許出願公開前の情報に基づいて、産総研特許に近い内容の特許出願を可能。但し、産総研も出願人となる (契約書条項)。
- 産総研は、複数の相手先と契約可能 (異業種を意識)。

オプション契約

- 実施料率や独占の有無などの条件付で、後日の実施契約を予約する契約
- 後日、相手先が同じ条件で実施を申し込んだとき、産総研は断ることができない。

検討課題に対する経済産業省の取組

1. 研究活動における他人の特許発明の使用の円滑化

- 産業構造審議会 特許制度小委員会 特許戦略計画関連問題WGにて、研究活動における他人の特許発明の使用の円滑化を図るために、特許法第69条1項に規定される特許権の効力が及ばない「試験又は研究」の考え方を整理・検討しているところ。

< 検討の背景 >

- 汎用性が高く代替性の低い技術(遺伝子関連技術やリサーチツール等)に係る知的財産権が後続の研究開発に与える影響に対する懸念、産学官連携の強化、研究現場における知的財産権に係る意識の高まり等。
- 企業や大学等での研究活動における特許権等の権利関係が明確化されなければ、研究活動に大きな影響を及ぼすとの懸念(ガン転移モデルマウス事件)。
- 以上のような指摘を受け、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」において、特許権の効力が及ばない「試験又は研究」についての考え方を整理することが求められたところ。

なお、上記WGにおける検討内容につき、次回の専門調査会にて報告予定。

< 参考 > 特許法 (抄)

(特許権の効力が及ばない範囲)

第六十九条 特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。

2 (省略)

3 (省略)

2. 国の予算により創出された研究成果の研究機関への帰属の推進

- 日本版バイドール制度(産業活力再生特別措置法第30条)の適用拡大については、各省との連携によりほぼ全ての委託研究において達成されているところ。

- 日本版バイドール制度の全ての委託研究への適用については、各省連絡会を開催し、平成13年度57%の適用が平成14年度88%の適用にまで浸透。また、適用されなかった分についても、適用可能な分については各省とも既に関連規程等の整備を行ったことにより、平成15年度の委託研究においては、ほぼ全て(9割以上)に適用される見込み。

主要省庁の委託研究開発における日本版バイドール適用状況(平成14年度実績)

	バイドール適用	バイドール非適用	合計(全体での割合)
経済産業省	1990	8	1998(40%)
防衛庁	1218	0	1218(24%)
文部科学省(注3)	664	495	1159(23%)
総務省	242	0	242(4.8%)
農林水産省	192	31	223(4.5%)
厚生労働省	19	68	87(1.7%)
国土交通省	38	10	48(1.0%)
環境省	23	0	23(0.5%)
警察庁	5	0	5(0.1%)
合計	4391 (88%)	612 (12%)	5003 (100%)

単位:億円

(出典)主要省庁からの資料より、経済産業省作成。平成14年度実績。

(注1)国からの「直接委託分」と、国から出資・補助等を受けた独法、特殊法人からの「間接委託分」についての合計。

(注2)国立大学への委託など、日本版バイドール適用ではないものの実質上委託先に知的財産権を帰属させているものについては、「バイドール適用」にカウントした。

(注3)文部科学省のうち科学技術振興機構分、日本学術振興会分、海洋科学技術センター分、核燃料サイクル開発機構分については平成15年度当初より原則全て適用。

- なお、請負によるソフトウェア開発事業の成果帰属のあり方については、第22回IT戦略本部「e-Japan戦略 加速化パッケージ(素案)」(平成15年12月)において、ソフトウェアのみならずコンテンツを含めた著作権の帰属のあり方についての検討が求められているところ。

3. 知的財産を活用した中小・ベンチャーの活性化

- 地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、中小・ベンチャー企業に対して知的財産を活用した事業化のための支援を行う予定。
 - 中小・ベンチャー企業が他企業等との共同技術開発に円滑に取り組めるよう、秘密保持契約の普及等の環境整備を行う予定。
- 大学等から創出された知的財産を中小企業がより利用しやすくするための支援の実施
 - 大学発事業創出実用化研究開発事業(マッチングファンド)の実施(再掲)。
 - 地域における産学官コンソーシアムによる研究開発の実施。
 - 知的財産を活用した事業化・製品化のための支援(平成16年度より)
 - 地域の中小・ベンチャー企業に対して、一定期間知的財産の専門家を派遣し、企業における知的財産を活用するためのビジネスプランや知的財産戦略づくりを支援予定。
 - 事業性・新規性の高い技術シーズ、ビジネスアイデアを持つ中小・ベンチャー企業に対して、実用化開発、技術評価、知的財産取得等に対する資金面での助成とともに、ビジネスプランの具体化・実用化に向けたコンサルティング等を一体的に実施、事業化を強力に支援予定。
 - 知的財産を有する中小・ベンチャー企業と他企業等との共同技術開発の円滑化
 - 産業クラスター計画を推進していくに当たり、中小・ベンチャー企業が企業間連携・産学連携に円滑に取り組めるよう、ノウハウ・営業秘密等の知的財産に係る秘密保持契約等を適切に行うためのマニュアルを作成予定。

4. 知的財産専門人材の育成

- 特許審査迅速化に必要な基盤強化のため、研修・人材育成機能の強化を図る予定。
- 特許審査迅速化に必要な基盤強化のため、独立行政法人工業所有権総合情報館に研修・人材育成のための業務を追加することで、特許庁内向けの研修を強化するとともに、技術調査人材、弁理士等の育成に貢献できるよう人材育成機能を強化する予定。

(知的財産戦略本部「権利保護基盤に関する専門調査会」においても報告済み)